



消費生活
トラブル情報

「定期縛りなし」＝「1回限り」
とは限らないことがある！？



相談事例



2カ月前に
インターネットで
「縛りなし」と表示された
特別割引価格の化粧品を注文
した。商品はすぐに届き、代
金1,900円をコンビニで後
払いした。

翌月、身に覚えのない
荷物が自宅に届いたので、
受け取りを拒否したところ、
後から化粧品の定価15,000
円の請求があり、定期購入
だったことが分かった。



アドバイス

- ✓ 「定期縛りなし」「回数縛りなし」という表示は「いつでも解約できる定期購入」の可能性がある
- ✓ 通信販売にクーリング・オフ制度はないので、注文前の確認が大切だ！
- ✓ 意図せぬ定期購入を防ぐには、注文確定前に「最終確認画面」で契約条件を確認しよう
- ✓ 最終確認画面はスクリーンショットで保存しておこう！

国民生活センター「定期縛りなし」が「解約するまで続く定期購入」だったなんて...！」

困ったときの消費者ホットライン「188番」ご案内の流れ

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

〒(郵便番号)が 分かる ① → 〒〇〇〇-〇〇〇〇(7桁)を入力
分からない ② → 地域を選択(固定電話の場合のみ)

音声案内に従って番号を入力(お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます)

お住まいの地域の相談窓口
または

山口県消費生活センター等

お知らせ

消費者啓発の標語を応募しませんか？

県では、自分で考え行動する「自立した消費者」が主役となる社会の実現を目指し、消費生活の問題を考えるきっかけとして、消費者啓発の標語を募集しています。

詳しくは山口県県民生活課のホームページをご覧ください。

山口県 消費者啓発 標語



山口県ホームページに
接続します



「消費者啓発の標語」募集概要

募集部門 (3部門)	A グリーン志向の消費行動 部門 B 18歳から大人！ 部門 C 高齢消費者被害防止 部門
応募資格	県内に居住または通勤・通学されている方
募集作品	文字数は30字以内、自作で未発表のもの
応募方法	ホームページ内応募フォーム、はがき、封書、メール 住所、氏名（ふりがな）、年齢・学年、電話番号、学校名・ 団体名、作品ごとに応募部門（A～C）を記載してください。
応募締切	令和7年6月30日（月） 当日消印有効
問合せ先	県消費生活センター 消費者政策班 TEL：083（933）2608

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県消費生活センター

☎083-924-0999（相談）

☎083-924-2421（消費者教育）

相談受付時間

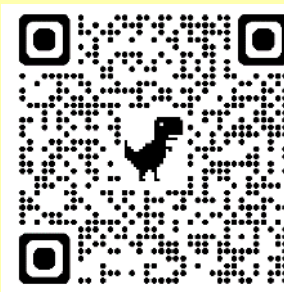
【月～金】8:30～17:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始を除く

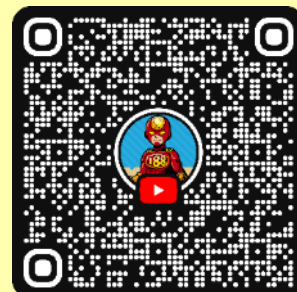
SNSでの情報発信



LINE



X（旧Twitter）



YouTube